

平成30年7月

各位

日本放送協会

NHK放送受信料免除についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は、NHKの放送事業について格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、放送受信料の免除については、日本放送協会放送受信料免除基準（総務大臣認可）に基づき実施しておりますが、平成30年4月よりこの免除基準を変更し、社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行なうすべての施設または事業所を免除の対象としました。

今回の免除基準の変更にあたり、NHKではHPやダイレクトメール等で周知をさせていただいておりますが、まだNHKにご連絡をいただいていない施設または事業所があるものと考えております。改めて貴職を通じて、お早めに免除申請手続きをいただきますようご周知等のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

事務担当 NHK営業局
計画管理部 小泉
03-5455-5128

<新たに受信料免除となる対象（平成30年4月以降）>

- ・新たに免除対象となる施設・事業所については、別紙をご参照ください。
なお、免除対象となるのは、入所者・利用者の専用に供するために設置された受信機となります。

受信料が免除となる受信機	入所者・利用者の各部屋、入所者・利用者専用の食堂等に設置した受信機
受信料のお支払いが必要な受信機	事務室、従業員休憩室、宿直室、入所者・利用者以外も利用する食堂等に設置した受信機

【参考】

日本放送協会放送受信料免除基準（抜粋）平成30年4月1日施行

1 全額免除（社会福祉施設等）

- (1) 別表1に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用
に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約

別表1

社会福祉施設等	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設もしくは事業所または更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業を行なう施設もしくは事業所
---------	---

（注）社会福祉法第2条第4項第4号に規定する事業のうち、生活保護法または児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業を行なう施設もしくは事業所については、上記に含める。

<免除申請手続きについて>

- ・免除申請手続きに関するお問い合わせは、下記のNHK窓口までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※平成30年4月1日施行の免除基準により新たに免除対象となった施設または事業所の契約に関して、平成30年9月30日までにNHKが免除申請書を受理したときは、平成30年4月（平成30年4月に免除基準に該当していない場合は、該当した月）に遡って免除を適用します。

（お問い合わせ先）
NHKふれあいセンター
TEL 0570-077-077
（午前9時～午後8時）

社会福祉施設への免除拡大について

別紙

現行の免除対象

児童福祉関連	助産施設／乳児院／母子生活支援施設／保育所／幼保連携型認定こども園 ／児童厚生施設／児童養護施設／障害児入所施設／児童発達支援センター ／児童心理治療施設／児童自立支援施設／児童家庭支援センター 等	【事業数】 70	【免除件数】 28万 (28年度末)
障害者福祉関連	身体障害者福祉センター／補装具製作施設／視聴覚障害者情報提供施設 等		
老人福祉関連	養護老人ホーム／特別養護老人ホーム／軽費老人ホーム／老人デイサービスセンター ／老人短期入所施設／老人福祉センター／老人介護支援センター 等		
上記以外	生活保護施設／母子福祉施設 等		



(※)免除対象の詳細は、「[日本放送協会放送受信料免除基準](#)」を参照

新たな免除対象

児童福祉関連	障害児通所支援事業のうち「保育所等訪問支援」／障害児相談支援事業 ／子育て短期支援事業／乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業 ／地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業／小規模住居型児童養育事業 ／小規模保育事業／病児保育事業／子育て援助活動支援事業	【事業数】 25	【免除件数】 2万 (推計)
障害者福祉関連	障害福祉サービスのうち「同行援護」／障害福祉サービスのうち「療養介護」 ／一般相談支援事業／特定相談支援事業／移動支援事業 ／身体障害者生活訓練等事業／手話通訳事業／介助犬訓練事業 聴導犬訓練事業 ／盲導犬訓練施設		
老人福祉関連	小規模多機能型居宅介護事業／複合型サービス福祉事業		
上記以外	福祉サービス利用援助事業／認定生活困窮者就労訓練事業		

(※)更生保護事業関連の一時保護事業・連絡助成事業も対象

社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行うすべての施設が受信料免除の対象